議案第２０号

日出町農林水産事業分担金徴収条例の制定について

日出町農林水産事業分担金徴収条例を次のように定める。

令和 ８ 年 ９ 月２９日　提　出

日出町長　　安　部　徹　也

日出町農林水産事業分担金徴収条例

（趣旨）

第１条　この条例は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２２８条の規定に基づき、町が施行する農林水産事業に要する費用等に充てるため、同法第２２４条に規定する分担金（以下「分担金」という。）を徴収することに関し、法令又は他の条例に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（分担金の徴収）

第２条　町は、農林水産事業により利益を受ける者から、その受益の限度において、分担金を徴収する。

（分担金の額）

第３条　前条の規定により徴収する分担金の額は、当該年度における当該農林水産事業に応じ、別表に掲げる賦課基準により算定した額（その額に１円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

（分担金の徴収の時期及び方法）

第４条　第２条の規定により徴収する分担金の徴収の時期及び方法は、町長が

別に定める。

（分担金の減免及び徴収猶予）

第５条　町長は､天災地変その他特別の理由により必要があると認めるときは、分担金を減免し、又は徴収を猶予することができる。

（督促手数料）

第６条　町長は、分担金を納付期限までに納付しない者があるときは、期限を指定して督促しなければならない。

２　町長は、前項の規定により督促をした場合は、督促状１通につき１００円の督促手数料を徴収する。

（延滞金）

第７条　町長は、前条第１項の規定により督促したときは、当該分担金の納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、年１４．６パーセント（当該納期限の翌日から１月を経過する日までの期間については７．３パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して徴収するものとする。ただし、その額に１００円未満の端数があるとき、又はその全額が１，０００円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた額とする。

（委任）

第８条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

（過料）

第９条　詐欺その他不正の行為により、この条例に定める分担金の徴収を免れた者は、徴収を免れた金額の５倍に相当する金額（当該５倍に相当する金額が５万円を超えないときは、５万円）以下の過料に処する。

附　　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（延滞金の割合の特例）

２　当分の間、第７条に規定する延滞金の年１４．６パーセントの割合及び年７．３パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和３２年法律第２６号）第９３条第２項に規定する平均貸付割合をいう。）に年１パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年７．３パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年１４．６パーセントの割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年７．３パーセントを加算した割合とし、年７．３パーセントの割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年１パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年７．３パーセントの割合を超える場合には、年７．３パーセントの割合）とする。

別表（第３条関係）

分担金の賦課基準

事業種別	賦課基準	備考
農地耕作条件改善事業	事業費の１００分の７．５	県が事業主体となるもの
	事業費の１００分の１０	町が事業主体となるもの
農業基盤整備促進事業	工事費の１００分の３	農業用施設の整備・更新に係るもの
農業水路等長寿命化・防災減災事業	工事費の１００分の３	農業用施設の整備・更新に係るもの
	工事費の１００分の０	ため池の貯水機能を廃止する事業であって、土地の所有権が町に無償譲渡され、かつ、水利権を有する者がないため池に係るもの
農村整備事業	工事費の１００分の０	県が事業主体で農道整備に係るもの
	工事費の１００分の３	町が事業主体で農業用施設の整備・更新に係るもの
農村地域防災減災事業（防災重点農業用た	工事費の１００分の０	公共施設、家屋その他の住民の生命等に対する災害を防止するために必要と認められる

め池緊急整備事業）		もの

備考

1　この表において「事業費」とは、本工事費及び附帯工事費並びに測量費、用地費、補償費及び事務費その他事業の実施に必要な一切の費用の合計額をいう。

2　この表において「工事費」とは、本工事費、用地費及び補償費をいう。

理　　由

町が施行する農林水産事業に要する費用等の一部をその事業により利益を受ける者から分担金として徴収することに関し、必要な事項を定める必要があるので提出する。